

## 中分類25—家具及び建具製造業

## 總 説

この中分類は、使用材料を問わず、家庭用及び事務用家具（和式及び洋式を含む）宗教用家具、戸、障子、襖、陽よけ、竹すだれ等の製造に從事する事業所をいう。主として個人の注文による家具、建具の製造又は改造、修理等に從事する事業所は製造業としない。

小分類 細分類  
番號 番號

## 251 家庭用及び事務用家具製造業

## 2511 和家具製造業

主として和家具の製造に從事する事業所をいう。その製品の主なものは簾笥、鏡臺、和机、食卓、水屋、木製火鉢等である。

○和家具製造業；指物製造業；簾笥製造業；長持製造業；鏡臺製造業；和机製造業；座卓製造業；水屋製造業；畳張製造業；指物火鉢製造業

## 2512 洋家具製造業（金屬製家具を除く）

主として洋家具（金屬製家具、敷物及び寢臺のバネを除く）の製造に從事する事業所をいう。

主な製品は客間、居間に用いる洋家具ラヂオ用木製箱、ミシン臺、食器戸棚、書架、育児用洋家具等である。

又學校、集會所、圖書館に用いる家具、輸送設備、研究室、病院、その他専門用のために特に考案された研究室用テーブル、手術臺等の製造に從事する事業所も本分類に分類される。

主として金屬製家具を製造する事業所は細分類 2513—金屬家具製造業に、敷物を製造する事業所は小分類 227—絨毯その他の床敷物製造業に、寢臺のバネを製造する事業所は小分類 347—線材製品製造業に分類される。

○洋家具製造業（木製のもの）；テーブル製造；椅子製造業（木製のもの、折たたみ椅子を含む）；應接セット製造業（木製のもの）；船舶用木製家具製造業；學校用木製家具製造業；寢臺製造業（木製のもの）；ラジオキヤビネット製造業（木製のもの）；ミシン臺製造業；洋式戸棚製造業（木製のもの）；専門用家具製造業（木製のもの）；書棚製造業（木製のもの）；病院用木製家具製造業；薬品棚製造業（木製のもの）；玉突臺製造業

## 2513 金屬家具製造業

## 中分類25一家具及び建具製造業

主として金属家具を製造する事業所をいう。

○金属製家具製造業；キヤビネット製造業（金属製のもの）；椅子製造業（金属製のもの）；寝臺製造業（金属製のもの）

### 2514 寝臺用敷布団及びスプリング製造業

主として寝臺用マット（多孔質ゴム及び箱スプリングを含む），寝臺，寝椅子，

クッション等の組スプリング，スプリングクッションを製造する事業所をいう。

個々のスプリングを製造する事業所は本分類に含まれず，小分類347—線材製品  
製造業に分類される。

○寝臺用マット製造業；組スプリング製造業（クッション用のもの）；スプリング  
クッション製造業；マットレス製造業

### 252 宗教用具製造業

#### 2321 宗教用具製造業

主として宗教用具の製造に從事する事業所をいう。その主な製品は佛壇，神棚  
及びその附屬品等である。

○佛具製造業；神佛具製造業；お宮製造業；御輿製造業

### 253 その他の家具及び建具製造業

#### 2591 事務所用及び店舗用建具製造業

主として木材，金属又はその他の材料で陳列棚，陳列ケース，事務所や商店用  
の備品及びこれに類似の製品，たとえばバーの道具，電話ボックス，事務所用衝  
立，肉屋の設備，ロッカー，陳列網棚，陳列臺，店や食堂の窓受けを製造する事  
業所をいう。但し，冷蔵庫を製造する事業所は小分類358—サービス用及び家庭  
用器具製造業に，又主として金庫及び金庫中箱の製造に從事する事業所は小分類  
349—各種金属製品製造業に分類される。

○陳列棚製造業（網棚及び臺を含む）；事務所用備品製造業（事務用椅子，机，書  
類棚，事務所用衝立，事務所用電話ボックス等）；ロッカー製造業

×冷蔵庫製造業；金庫中箱製造業

#### 2592 梁及び戸障子製造業

主として梁，障子，雨戸，格子戸の製造に從事する事業所をいう。

○建具製造業（主としてフスマ，戸，障子等の製造をするもの）；戸障子製造業；  
桟骨製造業；欄間製造業

#### 2553 窓扉用日除製造業

使用材料のいかんを問わず，主としてヨロイ戸，カーテン及びその部品，附屬  
品の製造に從事する事業所をいう。

ベニシャンブラインドの製造に從事する事業所も本分類に含まれる。

## 中分類25—家具及び建具製造業

○日除製造業（部品及び附屬品の製造を含む）；ブラインド製造業（部品及び附屬品の製造を含む）；鎧戸製造業；カーテン製造業（カーテン、カーテンの部品、附屬品）

2594 日本屏風、衣桁及び簾製造業

主として屏風、衣桁及び簾、衝立、掛軸等を製造する事業所をいう。但し、主として事務所用衝立の製造に從事する事業所は細分類 2591 事務所用及び店舗用建具製造業に分類され、又個人の注文によつて作る、いわゆる表具屋は大分類G一卸賣及び小賣業に分類される。

○屏風製造業；衣桁、衝立製造業（事務所用衝立を除く）；簾製造業；掛軸製造業（業務用、廣告用等の掛軸を製造するもの）

×事務所用衝立製造具；表具業（個人の注文により製造するもの）

2599 他に分類されない家具及び建具製造業

主として他に分類されない家具及び建具を製造する事業所をいう。

○竹製家具製造業；簾製家具製造業；杞柳製家具製造業